

静岡県教育委員会告示第40号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和7年12月25日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前		改正後	
別表第1 (略)			
	職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	職員の区分
教育部に勤務する職員	教育職員	<u>1,861円</u>	教育部に勤務する職員
	(略)		(略)
	国際交流アドバイザー	<u>1,861円</u>	国際交流アドバイザー
	スーパーサイエンスハイスクールコーディネータ	<u>1,861円</u>	スーパーサイエンスハイスクールコーディネータ
	一		一
県立学校に勤務する職員	(略)		県立学校に勤務する職員
	乳幼児発達支援指導員	<u>1,932円</u>	乳幼児発達支援指導員
	実習支援指導員	<u>1,932円</u>	実習支援指導員
	(略)		(略)
	スーパーサイエンスハイスクールコーディネータ	<u>1,861円</u>	スーパーサイエンスハイスクールコーディネータ
	一		一
	(略)		(略)
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。